

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年5月30日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	非常用ディーゼル発電機(A)室において、非常用ディーゼル発電機設備の空気貯槽内の塗装の剥離作業時、作業員が空気槽内にて意識がほとんどない状態で座り込んでいるのを、貯槽外にいた共同作業員が発見し、救急車を要請し病院へ搬送。原因調査を実施中。	5月30日公表済(PDF110kB)

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	ほう酸水注入ポンプ(A・B)ピストン下部ドレンプラグにおいて、ケーシングカバー結露水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	
2	3号機	復水器細管洗浄装置廻り電動弁の点検時、ボール回収器入口弁等駆動部(24台)に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
3	3号機	復水器冷却管の探傷検査時、冷却管(5本)に判定基準超えが認められたため、当該冷却管に閉止栓施工	
4	3号機	送電線過負荷検出継電器受信盤(A系)の点検時、警報ブザー回路用補助リレーに動作不良が認められたため、当該回路を修理	
5	3号機	主密封油ポンプ運転中の振動測定時、電動機軸受の振動値に基準値超えが認められたため、当該電動機を点検・修理	
6	5号機	復水器細管洗浄装置(A1・A2・B1・C2)のボール回収器において、上蓋取手固定部に緩みが認められたため、当該上蓋を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで